

# 女川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	7,885	79,783,823	98,947	1,176,369	1.47	4.26

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	148	472,899	94,830	169,402	737,131	4,980	5,560

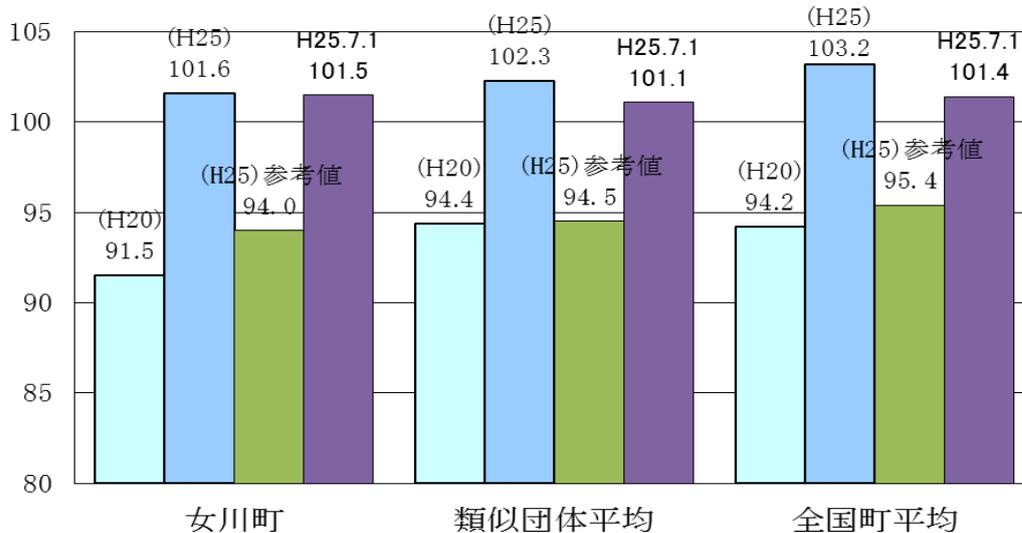
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施していない	

### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
女川町	42.5歳	304,100円	346,800円	329,300円
宮城県	42.2歳	330,168円	408,615円	365,997円
国	43.1歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.7歳	313,430円	354,474円	337,554円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
女川町	51.4歳	14人	261,600円	291,900円	280,800円	—	—	—	—
うち運転技術員	50.8歳	2人	278,200円	—円	—円	運転技術員	52.6歳	250,600円	—
うち清掃職員	55.3歳	1人	302,400円	—円	—円	清掃職員	44.6歳	290,600円	—
うち調理員	58.8歳	3人	275,900円	—円	—円	調理員	43.8歳	243,500円	—
うち用務員	44.9歳	2人	259,600円	—円	—円	用務員	53.7歳	202,700円	—
うちその他	47.3歳	6人	242,800円	—円	—円	その他	—	—	—
宮城県	50.6歳	304人	333,270円	388,918円	365,556円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—円	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	36人	315,491円	350,999円	336,134円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分	女川町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	—
	中学卒	121,600円	125,400円	—

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

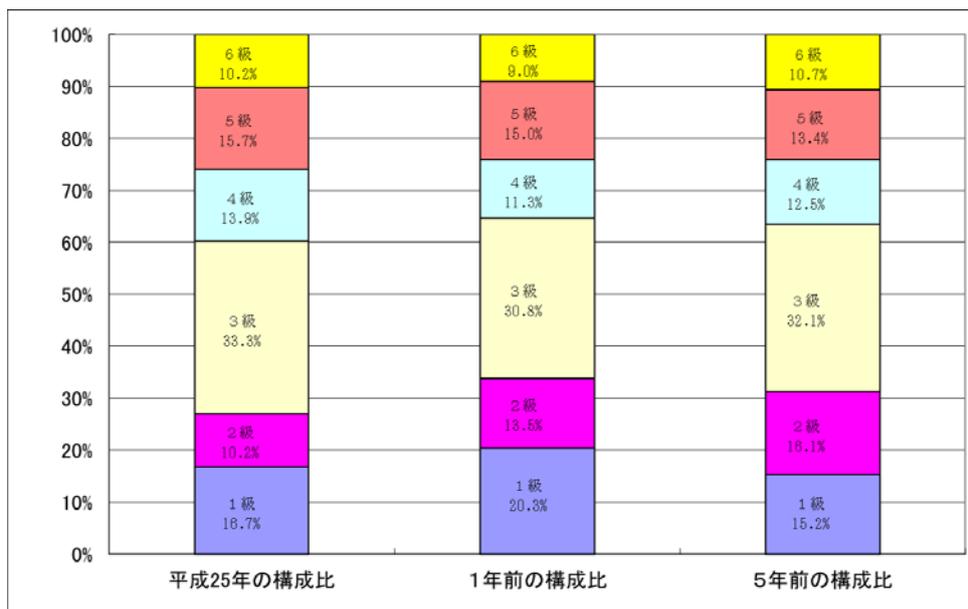
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	278,500円	325,600円	—円	—円
	高校卒	237,600円	322,000円	349,600円	358,400円
技能労務職	高校卒	—円	261,400円	256,700円	—円
	中学卒	—円	—円	233,300円	—円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者として長が規則で定める職の職務	11人	10.2%	320,600円	426,600円
5級	課長、参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者として長が規則で定める職の職務	17人	15.7%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者として長が規則で定める職の職務	15人	13.9%	261,900円	388,300円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者として長が規則で定める職の職務	36人	33.3%	222,900円	354,700円
2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	11人	10.2%	185,800円	307,800円
1級	主事、書記、技師、保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員、支援相談員又は社会教育主事の職務	18人	16.7%	135,600円	243,700円

- (注) 1 女川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況  
地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員を対象に実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
能力と業績の両要素の総合評価を実施し、その結果により昇給区分を決定。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

女川町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,240千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,658千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理者加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理者加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- ・地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として勤務実績の評定を実施。
- ・勤務実績・能力態度を総合的に評価し、成績率を決定。

### (2) 退職手当（25年4月1日現在）

女川町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%)
1人当たり平均支給額 2,091千円	26,481千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	214千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	214千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
5級地(仙台市)	6%	1人	6%

### (4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	—			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	—			
職員全体に占める手当支給職員の割合	—			
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症が発生又は発生する恐れがある場合における業務	—	1日につき1,000円
旅行死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	旅行死亡取扱業務	—	1日につき3,000円
火葬業務手当	右記業務に従事した職員	火葬業務	—	1回につき1,500円
医療業務手当	医師のうち院長	医療業務	—	1月につき600,000円
	医師のうち副院長	医療業務	—	1月につき500,000円
	医師のうち所長又は診療部長	医療業務	—	1月につき400,000円
	医師のうち科長	医療業務	—	1月につき350,000円
	医師のうち医長	医療業務	—	1月につき300,000円
	医師	医療業務	—	1月につき250,000円

研究手当	医師	医学研究業務	—	1月につき200,000円
往診手当	右記業務に従事した医師	往診業務	—	1回につき往診料の 50/100
	右記業務に従事した職員	往診業務	—	1回につき往診料の 10/100

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	26,174千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度)	196千円
支給実績(23年度決算)	21,484千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度)	164千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※ 配偶者がいない場合そのうち1人については 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する以後3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	14,770千円	217,200円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額12,000円を超えて23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額の1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは16,000円に11,000円を加算した額)	同	—	5,267千円	277,200円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～4,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により 2,000円～55,000円	同	—	8,986千円	76,800円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	—	—	8,128千円	625,200円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,100円を支給する。	—	—	3,305千円	97,200円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	—千円	—円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	—	—	—千円	—円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等に より 週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	—	—	—千円	—円

## 5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	826,500 円 ( 870,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 826,500 円 / 364,500 円	
	副 市 町 村 長	620,350 円 ( 653,000 円)	630,000 円 / 265,500 円	
報 酬	議 長	318,000 円 ( 318,000 円)	320,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	257,000 円 ( 257,000 円)	284,000 円 / 164,000 円	
	議 員	240,000 円 ( 240,000 円)	270,000 円 / 145,100 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(24年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,374,400	(支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	" × " × 0.26	8,149,440	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

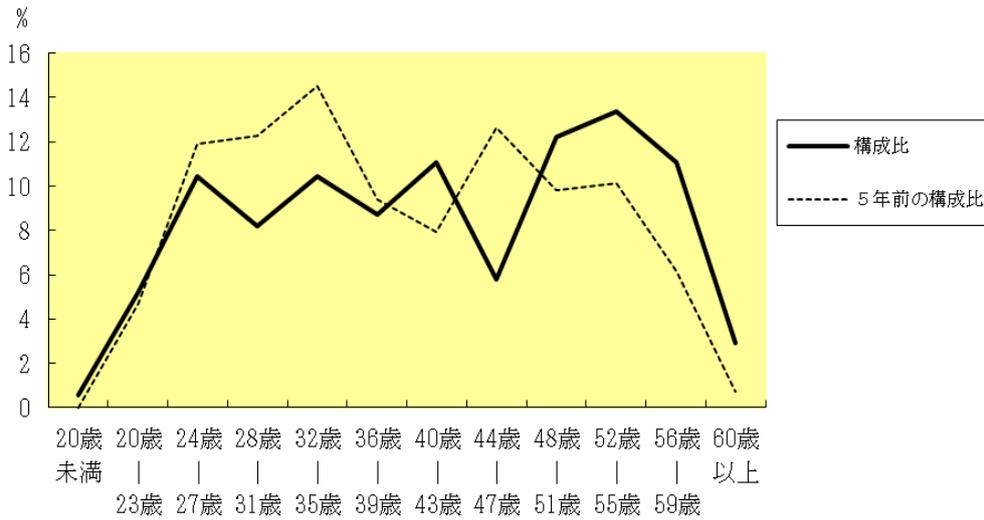
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政	一般行政 (下記を除く)	78	74	4	
		福祉関係	51	52	△1	
		計	129	126	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 163.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.40人)
		教 育 部 門	19	19	0	
		消 防 部 門	0	0	0	
		小 計	148	145	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.70人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 120.64人)
会 公 計 部 門 等	公 営 企 業 等 会 計 部 門	24	17	7		
	小 計	24	17	7		
合 計		172 [ 210 ]	162 [ 210 ]	10 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 218.14人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	18人	14人	18人	15人	19人	10人	21人	23人	19人	5人	172人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	119	119	119	116	126	129	10( 8.4%)
教育	25	25	24	22	19	19	△6(△24.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0( %)
普通会計計	144	144	143	138	145	148	4( 2.7%)
公営企業等会計計	134	131	131	127	17	24	△107(△81.7%)
総合計	278	275	274	265	162	172	△103(△37.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 比率 B/A	(参考)22年度の 総費用に占める 職員給与費比率
24年度	千円 183,193	千円 △58,238	千円 54,524	% 29.76	% 29.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 7	千円 26,611	千円 3,508	千円 9,505	千円 39,624	千円 5,660

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
女川町	45.1歳	316,742円	471,658円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

女川町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,358千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,240千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(25年4月1日現在)

女川町			女川町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)		
1人当たり平均支給額 ー千円 ー千円			1人当たり平均支給額 2,091千円 26,481千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	1,343千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度)	192千円
支給実績(23年度決算)	1,324千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度)	166千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（○年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※ 配偶者がいない場合そのうち1人については 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する以後3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	816千円	272,000円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額12,000円を超えて23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額の1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは16,000円に11,000円を加算した額)	同	—	—千円	—円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～4,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により 2,000円～55,000円	同	—	178千円	35,660円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	—	—	—千円	—円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,100円を支給する。	—	—	—千円	—円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	—千円	—円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	—	—	—千円	—円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	—	—	—千円	—円